

令和3年度

議会事務局
公平委員会事務局
監査委員事務局
定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

議会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

令和3年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

令和3年11月16日 午前11時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、議会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「職員の事務分掌表」
- 2 「主要事務事業の概要」
- 3 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 4 「委託調書」
- 5 「歳出状況調書」
- 6 「郵便切手受払状況」
- 7 「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

（1）予算・財務に関する事務

令和3年9月30日現在における議会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果、関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。

（2）事務・事業の執行状況

議会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

7 指摘・要望事項

議会事務局	事務事業	特になし
公平委員会事務局	事務事業	特になし
監査委員事務局	事務事業	特になし

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○議会事務局・公平委員会事務局・監査委員事務局

《指摘要望事項》

随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。

《対応措置の内容》

○議会事務局・公平委員会事務局・監査委員事務局

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約ができる場合も、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性、適正履行を確保するようにしています。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。